様式第４号

県民参加の森林づくりに関する協定書（標準様式）

　事業者　　　　　（以下「甲」という。）及びフィールド提供者　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が乙の所有する森林において行う森林づくり活動について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、次条に掲げる森林において、甲及び乙が協力して行う森林整備活動等のために必要な事項を定めるものとする。

（協定対象森林）

第２条　この協定により、甲が森林整備活動を行う森林（以下「協定対象森林」という。）は次に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 森林の所在地 | 地　目 | 面積（m2） | 備　　考 |
|  |  |  |  |

（甲の責務）

第３条　甲は、本協定の締結により次の責務を負う。

（１）甲は、協定対象森林の整備に取り組むとともに、森林ボランティア活動を通じ、乙及び地域住民との交流を図るものとする。

（２）甲は、毎年度実施する活動について、乙に事前にその内容を通知するとともに、事業年度の終了時には事業実施報告書を提出する。

（乙の責務）

第４条　乙は、本協定の締結により次の責務を負う。

（１）乙は、第２条に定める協定対象森林を無償で提供するものとする。

（２）乙は、甲との交流が円滑に実施できるよう努め、甲の行う森林整備活動等を受け入れるものとする。

（３）乙は、甲が協定対象森林内で行う研修の際、学習に必要な小石や植物の採取を認めるものとする。

（４）乙は、協定期間中に、協定対象森林を第三者に譲渡または貸与する場合は、予め甲と協議するものとする。

（活動等の実施）

第５条　甲及び乙は、協定対象森林において次表に掲げる活動等を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 備考 |
| 森林整備活動 |  |  |
| 地域交流活動 |  |  |
| 社員研修・福利厚生 |  |  |
| その他 |  |  |

２　前項に規定する活動等に必要な経費は、甲が負担する。

（立木の所有権）

第６条　協定対象森林内の立木の所有権は、甲が植栽した立木も含めて全て乙に帰属するものとする。

２　甲が伐採木等の利活用を希望する場合には、協定の範囲内において行うことができる。ただし、営利を目的とする場合には、この限りでない。

（広報活動における森林の名称）

第７条　甲は、協定対象森林を「○○○○の森」と命名し、乙と協議したうえで、法令等の定める範囲において看板を設置することができるものとする。

２　前項の看板の設置に係る経費は、甲が負担する。

３　甲及び乙は、協定に基づく活動の内容を広報宣伝に利用することができるものとする。

（協定解除）

第８条　次の項目に該当するときは、甲及び乙が協議のうえ、この協定を解除することができる。

（１）協定対象森林が公用、公共事業の用に供されるとき。

（２）火災、天災その他の要因により協定対象森林の全部又は一部が消失したとき。

（３）協定に基づく適正な森林の整備・管理が行われないとき。

（４）その他、この協定の目的が達成できないと認められるとき。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。ただし、協定期間の満了時には、甲及び乙は協定期間の延長について協議することができる。

（その他の事項）

第10条　この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び、協定の事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

　この協定締結の証として、協定書を２通作成し、甲及び乙が記名・押印のうえ、各自１通を保有する。

      　　　　年　　月　　日

甲  （事業者）

　乙  （フィールド提供者）